

## 県制 150 周年記念事業推進連絡協議会設置要綱

## (設置)

第1 令和4年(2022年)に県制150周年を迎えるにあたり、県制150周年記念事業(以下「記念事業」という。)の取組を県全体で推進し、郷土への更なる愛着を醸成するとともに、地域の魅力を再発見し、宮城の特色を内外に発信しながら、一層の誘客促進と地域活性化への契機とするため、県制150周年記念事業推進連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業に関連した取組の推進に関すること。
- (2) 記念事業の広報、啓発に関すること。
- (3) その他、この協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3 協議会の委員は、別表1に掲げる機関・団体及び職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、宮城県知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員が所属機関・団体の職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。
- 7 会長は、記念事業の取組を推進するため、必要に応じて機関・団体を追加することができる。

## (会議の開催)

第4 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員に事故あるときは、あらかじめ委員が指名した者を出席させることができる。

## (幹事会)

第5 記念事業に関連する事務を進めるため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営については、別に定める。

## (庶務)

第6 協議会の庶務は、宮城県企画部企画総務課において処理する。

## (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3関係）

団 体 名	役 職
宮城県	知事
宮城県市長会	会長
宮城県町村会	会長
宮城県商工会議所連合会	会長
宮城県商工会連合会	会長
仙台経済同友会	代表幹事
一般社団法人東北経済連合会	会長
公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会	会長
宮城県観光誘致協議会	会長
公益社団法人宮城県観光連盟	代表理事会長
仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会	会長
公益社団法人宮城県芸術協会	理事長
宮城県文化協会連絡協議会	会長
公益財団法人宮城県スポーツ協会	会長
宮城県教育委員会	教育長
学都仙台コンソーシアム	会長
宮城県農業協同組合中央会	会長
宮城県漁業協同組合	代表理事組合長
宮城県林業振興協会	会長